

新監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月25日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

# 監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 第3 監査の対象

南区役所、保健衛生部、下水道部

## 第4 監査の範囲

平成31年4月～令和元年8月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

## 第5 監査の実施時期

令和元年9月2日～令和元年12月25日

## 第6 監査の実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

## 第7 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### 1 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制は整備されているか、また収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し、重点的に調査を実施する。

また、支出事務において、支払遅延が生じていないか、重点的に調査を実施する。

### 2 事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

### 3 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

#### 4 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

#### 5 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

#### 6 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

#### 7 その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

### 第8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

#### 1 指摘事項

道路占用料などにおいて、免除申請書が未提出にもかかわらず免除していたもの

(南区役所建設課)

道路占用料を免除する場合、道路占用料条例施行規則第5条により、「条例第6条の規定による占用料の免除を受けようとする者は、別記様式第3号による占用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。」とされている。

しかし、南区役所建設課は、免除申請書が提出されていない道路占用許可申請について、本規則ではなく、前例の判断に基づき占用料の全部又は一部を免除していた。

また、都市公園使用料及び法定外公共物使用料についても、それぞれ都市公園条例施行規則第11条第2項と、法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則第8条第2項に規定された免除申請書の提出を受けず、前例の判断に基づき使用料を免除していた。

これらの行為は、適正な減免審査が行われていたとは言い難く、免除の公平性が損なわれるおそれがある極めて杜撰な事務処理であったと言わざるを得ない。

今後は、道路占用などにおける公平性の確保について改めて認識し、理解を深めるとともに、条例等を遵守した適正な事務の執行を求める。

【合規性】

### ○都市公園条例

(使用料の免除)

第 11 条の 2 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

### ○新潟市都市公園条例施行規則

(使用料の免除)

第 11 条 条例第 11 条の 2 に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。ただし、都市公園の運動施設については、別に定める。(略)

2 条例第 11 条の 2 の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第 8 号による申請書を市長に提出しなければならない。

### ○新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例

(使用料の免除)

第 9 条 市長は、特に理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

### ○新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則

(使用料等の免除)

第 8 条 条例第 9 条又は第 17 条第 2 項の規定により使用料又は採取料の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定めるところにより免除することができる。(略)

2 使用料又は採取料の免除を受けようとする者は、法定外公共物使用料・採取料免除申請書(別記様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

### ○新潟市道路占用料条例

(占用料の免除)

第 6 条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認める場合は、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業のための占用
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに公共の用に供する鉄道、水道、下水道、電気、電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)の設けるものに限る。)及びガスの事業のための占用
- (3) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件の設置のための占用

- (4) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場の設置のための占有
- (5) 公共の用に供する通路及び歩廊の設置のための占有
- (6) 街路灯又は防犯灯の設置のための占有
- (7) 沿道の土地から道路に出入する通路の設置のための路端又は法敷の占有
- (8) 水道管，下水管及びガス管の各戸引込管並びに電気及び電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸引込電線路の設置のための占有
- (9) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設の設置のための占有
- (10) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めた占有

#### ○新潟市道路占用料条例施行規則

（占用料の免除）

第 5 条 条例第 6 条の規定による占用料の免除を受けようとする者は、別記様式第 3 号による占用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

## 2 軽微事項

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 36 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

### （1）収入事務に関すること（計 5 件）

- ・ 調定事務誤り
- ・ 収納事務委託の手続き漏れ

### （2）現金取扱事務に関すること（計 8 件）

- ・ 手書き納付書の連番管理の未徹底

### （3）支出事務に関すること（計 7 件）

- ・ 時間外勤務手当の支給誤り
- ・ 週休日振替に伴う時間外勤務手当支給誤り

### （4）契約事務に関すること（計 6 件）

- ・ 予定価格設定誤り
- ・ 契約変更にかかる誤り

### （5）指定管理に関すること（計 4 件）

- ・ 再委託手続き漏れ
- ・ 協定書の不備

## (6) 財産管理事務に関すること (計6件)

- ・ 使用料の算定誤り
- ・ 手続き遅延

## 第9 意見

### 道路占用許可に係る例規等の関係所属への周知と必要な例規等の整備について

(土木総務課)

今回、定期監査対象の南区役所建設課での道路占用許可において、道路占用料の免除申請書が提出されていないにもかかわらず、占用料の全部又は一部を免除している事例が多数見受けられた。

道路占用料条例施行規則第5条では、「占用料の免除を受けようとする者は、免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。」と定められているが、南区役所建設課は本規則ではなく前例を踏襲し免除を行っていた。

また、本件監査を通じて、同条ただし書きの取り扱いに関する基準が未整備であり、適用される事例が不明な状態になっていることが確認された。

同条の運用に際し、現状では申請窓口により免除申請書の要・不要が異なるなど免除の公平性が損なわれるおそれがあることから、制度所管課である土木総務課に対して、必要な例規等の整備を図るとともに、関係所属にその趣旨と運用方法をあらためて周知することを求める。

【合規性】

#### ○新潟市道路占用料条例

(占用料の免除)

第6条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認める場合は、占用料の全部又は一部を免除することができる。

#### ○新潟市道路占用料条例施行規則

(占用料の免除)

第5条 条例第6条の規定による占用料の免除を受けようとする者は、別記様式第3号による占用料免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。